

JAL 2 地域居住クラブ利用規約

(2025 年 12 月～2026 年 3 月ご参加用)

2025 年 10 月 23 日

この利用規約（以下、「本規約」といいます。）は、JAL 2 地域居住クラブ（以下、「当クラブ」といいます。）が提供するサービス（以下、「本サービス」といいます。）の利用条件を定めるものです。会員の皆さま（以下、「会員」といいます。）には、本規約に従って、本サービスをご利用いただきます。

〔第 1 条〕（適用）

1. 本規約は、会員と当クラブとの間の本サービスの利用に関わる一切の關係に適用されるものとします。
2. ランディングページを含め、本規約の内容と矛盾する本サービスの内容の記載がある場合は、本規約の規定が優先されるものとします。

〔第 2 条〕（会員の種類および会員登録）

1. 本サービスを利用できる会員には、「本会員」と「同伴会員」（本会員に同伴される会員）があります。
2. 本サービスにおいては、入会希望者が本規約に同意の上、当クラブの定める方法によって利用登録を申請し、当クラブがこれを承認することによって、会員登録が完了するものとします。
3. 当クラブは、会員登録の申請者に以下の事由があると判断した場合、会員登録の申請を承認しないことがあり、その理由については一切の開示義務を負わないものとします。
 - ・利用登録の申請に際して虚偽の事項を届け出た場合
 - ・本規約に違反したことがある者からの申請である場合
 - ・その他、当社が会員登録を相当でないと判断した場合

〔第 3 条〕（ユーザーID およびパスワードの管理）

1. 本会員ならびに同伴会員は、自己の責任において、本サービスの各ユーザーID およびパスワードを適切に管理するものとします。
2. 会員は、いかなる場合にも、ユーザーID およびパスワードを第三者に譲渡または貸与し、もしくは第三者と共用することはできません。当社は、ユーザーID とパスワードの組み合わせが登録情報と一致してログインされた場合には、そのユーザーID を登録している会員自身による利用とみなします。
3. ユーザーID およびパスワードが第三者によって使用されたことによって生じた損害は、

当社に故意または重大な過失がある場合を除き、当社は一切の責任を負わないものとします。

〔第4条〕（サービスの内容および制限）

当クラブが会員に提供する本サービスの内容は、以下のとおりです。

（1）「航空サービス」

あらかじめご登録いただいた本拠地至近の空港「東京（羽田）・大阪（伊丹・関西）・名古屋（中部）」と新千歳空港間の JAL グループ国内航空券を月 6 片道ご提供させていただきます。

・至近空港選定は契約時、現住所にかかわらずご希望空港をご選択いただけます。

大阪選択の場合は、伊丹便・関西便どちらもご搭乗可能です。

・月 6 片道ご利用されない場合でも返金はいたしかねます。

・直行便のみが対象です。乗り継ぎでのご利用は不可です。

・ご予約は「セイバー」運賃のみが対象です。販売座席数には限りがあり、路線・便によってはご利用いただけない場合がございます。

・月 6 回（片道）は往復 2 回 + 片道 2 回など組み合わせ自由です。ただし「往復セイバー」は対象外です。

・ご利用いただける「セイバー」は変更不可運賃のため、便のご変更希望の際は一度取消後、新規予約となります。購入後、便出発前であれば購入済み「セイバー」運賃の税抜運賃額 5% 相当を取消手数料として別途頂戴し、月搭乗可能回数の復活をいたします。便出発後は月搭乗可能回数の復活はできません。

・その他は「セイバー」運賃の規則に準じます。

<https://www.jal.co.jp/jp/ja/dom/fare/rule/saver/>

・月を跨いでの搭乗可能回数繰り越し、ならびにご本人以外のクラブ会員・会員以外への権利譲渡はできません。（本会員と同伴会員間の譲渡もできません。）

・基本プラン・準プレミアムプランは普通席のみが対象となります。ファーストクラス・クラス J のご予約は承っておりません。

・プレミアムプランは普通席・クラス J のみが対象となります。ファーストクラスのご予約は承っておりません。クラス J が満席の場合は普通席でご予約いたします。

・ご搭乗便が以下事由でイレギュラー便になった場合、当該空港の日本航空地上係員の指示に従っていただきます。

欠航

30 分以上の出発遅延

天候調査、条件付き運航

特別対応の必要があると JAL が判断した場合（自然災害など）

・ご搭乗便がイレギュラー便となった結果、ご搭乗を取りやめる際は、取消手数料をいただく月搭乗可能回数の復活をいたしますので、コンシェルジュにご連絡ください。その際は

空港で便の予約取消のみを行い、払い戻し処理をされないようお願いいたします。万が一払い戻しを受けた場合は翌月に該当払い戻し額を追加でご請求させていただきます。

イレギュラー発生によりご予約を変更する場合は、月を跨ぐ場合でも予約便の搭乗日翌日から起算して 30 日間変更（搭乗予定日以前への変更も可）が可能です。イレギュラー便については以下をご参照ください。

<https://www.jal.co.jp/jp/ja/dom/serviceinfo/>

- ・マイル獲得のため航空機に乗ることだけを目的とした利用はお断りします。
- ・その他、航空機のご利用には日本航空国内旅客運送約款が適用されます
- ・航空券のご予約・発券はコンシェルジュ経由で行っていただく必要があります。（営業時間内かつ搭乗前日まで）

(2)「住居」

ご入居される住居については、住所・間取りなどをご案内し、ご了解いただいた上で会員登録いただきます。

- ・ご入居前にお部屋見学は原則できません。またご入居後のお部屋の変更はできません。
- ・ペットのご同伴はできません。

札幌市内に家具・家電付きの住居をご用意します。本サービスの会費には以下の家電および家具の利用料が含まれます。

「家電」

・液晶テレビ・全自動洗濯機・冷蔵庫（2 ドア）・電子レンジ・炊飯器・掃除機・電気ケトル・ドライヤー・アイロン

「家具」

テレビ台・シングルベッド（マットレス付き）・折脚ローテブル・ソファەر・ランドリースタンド・カーテン・レースカーテン・レンジワゴン・フレームハンガー・アイロン台

「消耗品など」

トイレトペーパーは初回ご利用分をご用意します（その他消耗品有無は別途お問い合わせください）。

「保険」

- ・保険はいずれかの保険に加入しています。

いずれも家財補償、個人賠償責任補償、借家人賠償責任補償が付帯しています。

a.SBI 常口セーフティ少額短期保険「みんなの部屋保険 G4」

<https://www.safesafe.co.jp>

b.東京海上日動火災保険「住まいの保険」

<https://www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/live/>

以下については、本サービスには含まれず、別途費用が発生します。

〔入居時に一時金としてお支払いいただくもの〕

「寝具など」

- ・シングル寝具セット・シングル毛布・バスタオル・フェイスタオル・コップ・スリッパ
(寝具セット内訳：羽毛掛布団・ベッドパット・掛布団カバー・シーツ・羽根枕
・ピロケース ・バスマット)

期間内交換ご希望なければ1セット 7,700 円 (税込)

- ・水光熱費：※契約期間日数×880 円/日 (税込)
- ・清掃料：19,800 円 (税込)

〔退居時にお支払いいただくもの〕

- ・退去費用は会員の責による破損汚損が無ければ負担は発生しません。

(3)「コンシェルジュサービス」

北海道在住のコンシェルジュがご要望に応じてさまざまなアドバイス・アシストをさせていただきます。なお、コンシェルジュの手配案内業務には限りがあります。できるだけご希望に沿うよう努力いたしますが、手配案内できなかった場合はご容赦願います。

コンシェルジュサービスは日本語のみの対応とさせていただきます。

受付可能時間は平日 9:00-17:00 です。

(土日祝・年末年始 2025 年 12 月 30 日～2026 年 1 月 3 日は休み)

コンシェルジュが承ることができる主なご相談は以下です。

- a.会費に含まれる航空サービスの予約・発券，住居サービスのご相談
- b.JAL グループのサービスに関するお問い合わせ
- c.北海道内のアクティビティ，飲食，宿泊，移動のご相談・サポート

(内容によってはご紹介のみでお手配は会員ご自身でお願いすることがございます。)

手配済み施設のお支払いは現地で直接お願いいたします。事前にお支払いいただくことはできません。

〔第 5 条〕(入会条件・会費・その他利用サービス料および支払い方法)

1. 当クラブへの入会は JAL カード会員であることが条件です。新規の JAL カード入会をご希望される場合は，ご相談ください。
2. 前項の規定にかかわらず，同伴会員については JAL カード会員である必要はありません。なお，同伴会員は，本会員のご家族以外の方でもご入会可能ですが，会員登録後に変更はできませんのであらかじめご了承ください。
3. 同伴会員のみで会費に含まれるサービスを受けることも可能です。
4. 本会員は，本規約に表示する会費を，会員登録時に登録した JAL カードの請求により 1 か月ごとに同伴会員の会費を含め支払うものとします。

・2025年12月1日から2026年3月31日の中で1か月単位で、1か月以上でのご契約となります。

(例：12月15日から2月14日まで2か月間)

「月会費」(税込)

ご登録本拠地が東京(羽田)の場合

基本プラン：部屋タイプ 1DK～1LDK (35m²程度)

〔本会員〕25万円

準プレミアムプラン：部屋タイプ 1LDK (40m²程度)

〔本会員〕30万円

〔同伴会員〕20万円

プレミアムプラン：部屋タイプ 1LDK～2DK (45m²程度)

〔本会員〕42.5万円

〔同伴会員〕22.5万円

- ・各プランは部屋タイプが違う他、プレミアムプランはクラス J のご予約ができます。
- ・ご登録本拠地が大阪(伊丹・関西)の方は上記各会費に月5万円が追加されます。
- ・ご登録本拠地が名古屋(中部)の方は上記各会費に月2万円が追加されます。

・ご搭乗時の搭乗マイルは「セイバー」運賃で積算されます。

JALカードでお支払いした月会費の金額に応じてショッピングマイルが積算されます。

JALカード特約店ではございません。

〔第6条〕(禁止事項)

会員は、本サービスの利用に当たり、以下の行為をしてはなりません。

- ・法令または公序良俗に違反する行為
- ・犯罪行為に関連する行為
- ・会員サービスの内容など、本サービスに含まれる著作権、商標権ほか知的財産権を侵害する行為
- ・当クラブ、他の会員、またはその他第三者の権利または利益を侵害する行為
- ・本サービスによって得られた情報を商業的に利用する行為
- ・当クラブのサービスの運営を妨害するおそれのある行為
- ・長時間の架電、同様の問い合わせの繰り返しを過度に行い、または義務や理由のないことを強要し、当クラブの業務に著しい支障を来す行為
- ・不正アクセスをし、またはこれを試みる行為
- ・他の会員に関する個人情報などを収集または蓄積する行為
- ・不正な目的を持って本サービスを利用する行為

- ・本サービスの他の会員またはその他の第三者に不利益、損害、不快感を与える行為
- ・他の会員に成りすます行為
- ・当クラブが許諾しない本サービス上での宣伝、広告、勧誘、または営業行為
- ・当クラブのサービスに関連して、反社会的勢力に対して直接または間接に利益を供与する行為
- ・その他、当クラブが不適切と判断する行為

〔第7条〕（本サービスの提供の停止など）

1. 当クラブは、以下のいずれかの事由があると判断した場合、会員に事前に通知することなく本サービスの全部または一部の提供を停止または中断することができるものとします。
 - ・本サービスにかかるコンピュータシステムの保守点検または更新を行う場合
 - ・地震、落雷、火災、停電、ストライキまたは天災などの不可抗力により、本サービスの提供が困難となった場合
 - ・コンピュータまたは通信回線などが事故により停止した場合
 - ・その他、当クラブが本サービスの提供が困難と判断した場合
2. 当クラブは、本サービスの提供の停止または中断により、会員または第三者が被ったいかなる不利益または損害についても、一切の責任を負わないものとします。

〔第8条〕（利用制限および登録抹消）

1. 当クラブは、会員が以下のいずれかに該当する場合には、事前の通知なく、会員に対して、本サービスの全部もしくは一部の利用を制限し、または会員としての登録を抹消することができるものとします。
 - ・本規約のいずれかの条項に違反した場合
 - ・登録事項に虚偽の事実があることが判明した場合
 - ・料金などの支払債務の不履行があった場合
 - ・当クラブからの連絡に対し、一定期間返答がない場合
 - ・本サービスについて、最終の利用から一定期間利用がない場合
 - ・その他、当クラブが本サービスの利用を適当でないと判断した場合
2. 当クラブは、前項に基づき当クラブが行った行為により会員に生じた損害について、一切の責任を負いません。

〔第9条〕（本サービスの利用期間）

本サービスの利用期間は1か月単位となります。入会時に本サービスの利用期間を決めていただきます。

〔第 10 条〕（退会）

会員は、契約期間内であっても、解約希望日の 10 日前までに当クラブの営業時間内にお申し込みいただいた場合途中解約が可能です。

その場合は、解約希望月以降全ての月会費の半額ならびに解約希望月にご搭乗済み航空券の「セイバー」運賃実費を翌月 JAL カードで一括でお支払いいただきます。

解約日以降の発券済み未搭乗航空券は、購入済み「セイバー」運賃の税抜運賃額 5%相当を取消手数料として翌月 JAL カードで一括でお支払いいただきます。

また、契約期間終了後は自動的に退会となります。

〔第 11 条〕（保証の否認および免責事項）

1. 当クラブは、本サービスに事実上または法律上の瑕疵（安全性、信頼性、正確性、完全性、有効性、特定の目的への適合性、セキュリティなどに関する欠陥、エラーやバグ、権利侵害などを含みます。）がないことを明示的にも黙示的にも保証していません。
2. 当クラブは、本サービスに起因して会員に生じたあらゆる損害について、当社の故意または重過失による場合を除き、一切の責任を負いません。ただし、本サービスに関する当クラブと会員との間の契約（本規約を含みます。）が消費者契約法に定める消費者契約となる場合、この免責規定は適用されません。
3. 前項ただし書に定める場合であっても、当クラブは、当クラブの過失（重過失を除きます。）による債務不履行または不法行為により会員に生じた損害のうち特別な事情から生じた損害（当クラブまたは会員が損害発生につき予見し、または予見し得た場合を含みます。）について一切の責任を負いません。また、当クラブの過失（重過失を除きます。）による債務不履行または不法行為により会員に生じた損害の賠償は、会員から当該損害が発生した月に受領した利用料の額を上限とします。
4. 当社は、本サービスに関して、会員と他の会員または第三者との間において生じた取引、連絡または紛争等について一切責任を負いません。

〔第 12 条〕（サービス内容の変更等）

当クラブは、会員への事前の告知をもって、本サービスの内容を変更、追加または廃止することがあり、会員はこれを承諾するものとします。

〔第 13 条〕（利用規約の変更）

1. 当クラブは、以下のいずれかの場合には、会員の個別の同意を要せず、本規約を変更することができるものとします。
 - ・本規約の変更が会員の一般の利益に適合するとき。
 - ・本規約の変更が本サービスの利用目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2. 当クラブは、前項による本規約の変更にあたり、会員に対し、事前に、本規約を変更する旨および変更後の本規約の内容ならびにその効力発生時期を会員用ホームページでお知らせします。

〔第 14 条〕（個人情報の取り扱い）

当クラブは、本サービスの利用によって取得する個人情報については、

JAL グループプライバシーポリシーに則り適切に処理いたします。

JAL グループ航空会社 個人情報の取り扱いについて（プライバシーポリシー）

<https://www.jal.co.jp/footer/security.html#anchorlink002>

〔第 15 条〕（通知または連絡）

会員と当クラブとの間の通知または連絡は、当クラブの定める方法によって行うものとし、当クラブは、会員から当社が別途定める方式に従った変更届け出がない限り、現在登録されている連絡先を有効なものとみなして当該連絡先へ通知または連絡を行い、これらは、発信時に会員へ到達したものとみなします。

〔第 16 条〕（権利義務の譲渡の禁止）

会員は、当クラブの書面による事前の承諾なく、利用契約上の地位または本規約に基づく権利もしくは義務を第三者に譲渡し、または担保に供することはできません。

〔第 17 条〕（準拠法・裁判管轄）

本規約の解釈にあたっては、日本法を準拠法とします。

本サービスに関して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

〔第 18 条〕（その他）

その他の募集に関する要項は、以下ホームページをご参照ください。

<https://www.jal.co.jp/jp/ja/dom/special/hokkaido/2chiiki/>

以上